

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 5 日現在

機関番号：34301

研究種目：若手研究(A)

研究期間：2010～2013

課題番号：22683012

研究課題名(和文) 変動期の社会における法秩序の再構築 南アフリカとカンボジアの比較社会学的研究

研究課題名(英文) Reconstructing social and judicial norm in post-conflict society: A case study in South Africa and Cambodia

研究代表者

阿部 利洋 (Abe, Toshihiro)

大谷大学・文学部・准教授

研究者番号：90410969

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 6,400,000円、(間接経費) 1,920,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「紛争を経験した社会が社会秩序の再構築にどのように取り組むのか」という問いを、南アフリカとカンボジアで行われた事例を通して検討した。前者は和解、後者は正義を社会的目標として紛争処理を実施したが、いずれも社会規範による拘束力が希薄である点で共通しており、そこでは移行期正義プロジェクトにおける社会構成員の動員如何が評価基準として重要となることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This research project explored the question how post-conflict societies address re-building social order. Case studies have been conducted in South Africa and Cambodia. The former pursued reconciliation with the truth commission while the latter established the internationalized hybrid court to realise justice. Yet, both projects share dysfunctional status of social norm from the outset. Empirical analysis enables us to acknowledge significance of mobilisation as a criterion for evaluating effectiveness of transitional justice.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：移行期正義 紛争

1. 研究開始当初の背景

紛争後の変動期にある社会は、紛争再発を防ぎつつ、社会を再統合しようと試みる。法秩序を回復する、相互不信・憎悪の集合感情を緩和・改善する。際に、大別すると「和解が正義か」という選択に直面する。

和解という理念を反映する代表的な取り組みが「真実委員会 (truth commission)」と呼ばれる活動であり、加害者の裁決を留保する代わりに、被害者から広く証言を聴取し、各地で公開フォーラムを開催し、過去に関する包括的な報告書を作成するところに特徴がある。これまで、チリ、ペルー、東ティモール、ナイジェリア、リベリア等で実施されてきた。一方で、正義を目標とするケースの多くは、国連主導の下、外国人法曹関係者が関与する特別法廷を設置してきた。シエラレオネ、旧ユーゴスラビア、ルワンダのケースを参照することができる。本研究の対象社会として挙げている、アパルトヘイト後の南アフリカは和解を、クメール・ルージュ体制下の虐殺とその後の内戦を脱したカンボジアは正義を、それぞれ選択した社会として注目されてきた。

とくに、現在進行中のクメール・ルージュ特別法廷 (Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia) に関して、日本政府は法廷運営資金の半分以上にあたる 45 億円超を供出しており、上級審判事・広報担当官に日本人職員が就任するなど、積極的に関与してきている。また、マスメディアにおいても法廷の進行は逐次報道されているが、カンボジア国内、あるいは国際的に展開する、法廷に対する批判的な分析・検討が十分に反映されているとは言いがたい。

申請者は、1996 年～2004 年にかけて南アフリカ・真実和解委員会の活動に関する包括的な調査を行い、その上で、和解という理念が (被害者と加害者が対面する個人的なレベルのみならず) 社会レベルで用いられる状況を理論的に分析した。また、2007 年以降、クメール・ルージュ特別法廷に対するカンボジア国民の反応について、とりわけ 1980 年代以降に難民としてアメリカで教育を受けた世代の帰還民を中心とする「新たな社会運動」に関心を払いつつ、現地調査を重ねてきた。その結果、紛争後の政府が和解という目標を優先的に掲げる場合でも、正義 (司法) に関する取り組みが引き続き社会再統合の重要な参照点となること、他方で、国際的な後ろ盾を得た法廷が設置される場合でも、社会の多くの人々が、真実や和解といった、法的な裁決の外部に押しやられる要素をつよく希求することが見えてきた。この問題認識は、関連分野における近年の研究動向と照らし合わせても、適切なものである。

2. 研究の目的

紛争を経験した社会が、その後どのようにして司法の正当性を回復し、社会構成員の法的

ニーズに添えていくのか。その過程で、どういった独特の問題が生じ、どのような反応が展開することになるのか。そうした社会における法秩序の再構築は、理論的にはどのように把握できるのか。

これらの問いに対し、本研究は、南アフリカとカンボジアという対照的な社会を比較対象として取り上げ、社会学的な分析手法を用いて答えることを目的とする。また、このアプローチにより、従来、政治学的・法学的考察に限定されがちであった平和構築・「移行期の正義」研究に、新たな知見を提示することを旨とする。

3. 研究の方法

本研究の目的を達成するために最も重要なものが、質・量ともに十分な具体的データの裏付けである。そのため、各年度を通じて、聴き取りによる実態調査・関連資料の収集を継続する。その際に着目するのが「公的機関・制度の運営・実施と、非政府組織 (NGO) やローカル・グループによる活動の相互作用ないし葛藤」である。対象社会において、司法や法をめぐる現実がいかに構成されているか、という問いを、複数の政治的立場を結ぶ関係性に着目することで描出する、という方法をとる。

次に、こうして入手された南アフリカとカンボジアの社会的データを比較検討すると同時に、移行期正義や司法改革といった関連分野における理論的研究を批判的に考察する。後者の作業は、調査結果のフィードバックを通じて、継続的に行われる。さらに、関連研究者との意見交換を経て、最終的に、「法秩序・法規範が不安定な変動期の社会において、司法や法が果たしている機能や役割」を、実証的なデータにもとづき分析する。

4. 研究成果

南アフリカでは、研究期間を通じて「社会資源の再配分」問題に焦点をあてた調査を実施した。紛争後に被害への対処を行う選択肢としては、裁判を通じた刑罰があるが、南アフリカでは「非白人」を「より被害を被った社会集団である」と規定し、経済的機会の優先配分を行ってきた。しかし現実には、その実施状況をめぐる軋轢が生じており、さらにはポスト・アパルトヘイトのブラック・ナショナリズムが重なり、ゼノフォビア問題が注目されることにもなった。具体的な調査地としたケープタウンではカラードとカテゴライズされる人々のうち、そのカテゴリーを否定し、先住民コイサンとしてアイデンティティ・ポリティクスを展開しているグループに注目した。ジョハネスバーグでは、アフリカ各地からの移民が集住するヨービル地区で、どのような社会秩序創出の動きがあるのか、コミュニティ・メディアの存在に着目し、ジンバブエ人研究者と共に共著論文を執筆した。

カンボジアでは、プノンペンにて、特別法廷の社会的受容を社会学的観点から分析することをテーマにしたワークショップを開催し、カンボジア・イギリス・ドイツ・シンガポールからの関連研究者と意見交換を行い、論集刊行へ向けた修正作業を進めた。また、ローカル・メディアの実証分析を継続し、体制側／反体制側の報道傾向が、特別法廷の正当性にどのような影響を及ぼしているか、検討した。

理論的な課題であった「移行期正義に関する先行研究の整理」については、まず初年度に関連文献の批判的読解に加えて、*International Journal of Transitional Justice* 誌(Oxford Univ. Press、2007年創刊)にこれまでに掲載された87論文に対する詳細な検討を行い、移行期正義分野の形成過程と、現在の理論的動向を把握した。次に、南アフリカの真実和解委員会とカンボジアの特別法廷が課題として指摘されてきた共通点が移行期正義論に貢献する可能性を検討し、論文にまとめた(「参加にともなう公的承認 南アフリカ真実和解委員会とカンボジア特別法廷の事例から」)。研究期間の後半は、本研究にて実施したケーススタディを、従来の移行期正義分野における理論的展開に重ね合わせることで、「移行期正義プログラムの意図せざる結果」や「同プログラムの設定する目標とは異なる社会的効果」に対する考察が、十分に議論されてきていないことが明確になってきた。そして、「移行期正義の失敗」とされる批判的言説を広範に検討することで、紛争後社会における社会規範の特有の状況が、社会的文脈を異にする移行期正義プロジェクトに共通する形での批判を喚起することになっているのではないか、という仮説にいたり、2013年10月の国際シンポジウムで報告した。そこでは関連研究者との質疑を通じて「動員過程の実証比較」という課題を得た。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計12件)

1. 阿部利洋、2014、「マンデラの笑顔は問いかける 和解政策というアート」『現代思想』第42巻第3号、152-161頁
2. 阿部利洋、2014、「弁護士マンデラのプラグマティズムと真実和解委員会」『アフリカレポート』52号(アジア経済研究所)、5-9頁
3. Toshihiro Abe、2013、'Is Transitional Justice as a Potential Failure? Understanding Transitional Justice based

on its Uniqueness,' *African Potentials 2013: Proceedings of International Symposium on Conflict Resolution and Coexistence* (Center for African Area Studies, Kyoto University), pp. 17-33

4. Toshihiro Abe、2013、'Perceptions of the Khmer Rouge tribunal among Cambodians: implications of the proceedings of public forums held by a local NGO,' *South East Asia Research* vol.21 no.1 (IP Publishing), pp. 5-26
5. Toshihiro Abe、2012、'Reconciliation as Process or Catalyst: Understanding the Concept in a Post-conflict Society,' *Comparative Sociology* vol.11, 2012 (Brill), pp. 785-814
6. 阿部利洋、2012、「警察改革とコミュニティ・ポリシング」『アジア研ワールド・トレンド』(2012年11月号) 34 - 37頁
7. 阿部利洋、2012、「南アフリカにおける和解政策後の社会統合 移民排斥問題とカラード・アイデンティティ・ポリティクスの台頭」『紛争と和解 アフリカ・中東の事例から』(調査研究報告書)(佐藤章編、日本貿易振興機構・アジア経済研究所) 127 - 173頁
8. 阿部利洋、2012、「プロセスあるいは触媒としての和解 紛争後社会における和解概念をどうとらえるか」『紛争と和解 アフリカ・中東の事例から』(調査研究報告書)(佐藤章編、日本貿易振興機構・アジア経済研究所) 19 - 39頁
9. Toshihiro Abe、2010、'Promoting Reconciliation Socially,' *Searching for the Truth*, No. 129 (Documentation Center of Cambodia), pp. 49-51
10. 阿部利洋、2010、「クメール・ルージュ特別法廷と移行期の正義」『大谷学報』第89巻2号(大谷学会) 45 - 54頁
11. 阿部利洋、2010、「アパルトヘイト後の南アフリカにおける「紛争と国家形成」」『アフリカ・中東における紛争と国家形成(調査研究報告書)』(佐藤章編、日本貿易振興機構・アジア経済研究所) 49 - 66頁
12. Toshihiro Abe、2010、'Promoting Collective Engagement in the Khmer Rouge Tribunals under the Undesirable Conditions: New Social Movements and the 'Community of Becoming' in Cambodia,' *Proceedings of Symposium: 'Communities of Becoming' in Mainland South East Asia*,

〔学会発表〕(計 12 件)

1. 阿部利洋、「移行期正義プロジェクトを報道する難しさ—カンボジア特別法廷に関するローカル・メディアの事例分析」日本社会学会第 86 回大会(2013 年 10 月 12 日、於・慶應義塾大学)

2. Toshihiro Abe, 'Is Transitional Justice as a Potential Failure? Understanding Transitional Justice based on its Uniqueness' International Symposium on Conflict Resolution and Coexistence (2013 年 10 月 5 日、Center for African Area Studies, Kyoto University)

3. 阿部利洋、「移民集住地区においてコミュニティを創造する—ヨービユー・ニュースの試み」日本アフリカ学会第 50 回学術大会(2013 年 5 月 25 日、於・東京大学)

4. Toshihiro Abe, 'The ebb and flow of assemblage in Cambodian non-governmental organisation (NGO) movements: The case of human rights initiatives led by diaspora-returnees on the Khmer Rouge Tribunals' Workshop on "Community Movements in Mainland South East Asia" (2013 年 3 月 8 日、Faculty of Social Sciences, Chiang Mai University)

5. Toshihiro Abe, 'Lawyer Mandela's Court Tactics and the Potential Function of South African TRC' International Forum on Conflict Resolution through Reassessment and Utilization of African Potentials (The Garden Hotel, Harare, Zimbabwe) 2012 年 12 月 8 日

6. 阿部利洋、「移行期正義と社会学」日本社会学会第 85 回大会(於・札幌学院大学) 2012 年 11 月 3 日

7. 阿部利洋、「南アフリカの体制移行とポスト・マンデラの国民統合」シンポジウム「アフリカ諸国における独立後 50 年の回顧と展望—独裁制と独裁者の再検討」(於・信州大学) 2012 年 6 月 30 日

8. 阿部利洋、「南アフリカにおけるカラード・アイデンティティの台頭」日本アフリカ学会第 49 回学術大会(於・国立民族学博物館) 2012 年 5 月 27 日

9. 阿部利洋、「カンボジア特別法廷とローカル・オーナーシップ—NGO フォーラムを事例として」第 84 回日本社会学会大会(於・

関西大学) 2011 年 9 月

10. 阿部利洋、「南アフリカにおけるコミュニティ・ポリシングの展開と課題」日本アフリカ学会第 48 回学術大会(於・弘前大学) 2011 年 5 月

11. Toshihiro Abe, 2011, 'Contesting on Undefined Concept of Reconciliation,' Symposium on 'Contextualizing Post-Reconciliation Violence: Globalization, Politics and Identity' (2011 年 1 月 26 日、ケニア共和国日本大使館)、招待講演

12. 阿部利洋、「紛争後社会における和解論の現在」第 83 回日本社会学会大会(於・名古屋大学) 2010 年 11 月

〔図書〕(計 7 件)

1. 阿部利洋、2014、「アフリカから紛争処理を学ぶ—南アフリカとルワンダの取り組みから」『アフリカ社会を学ぶ人のために』(松田素二編、世界思想社) 266 - 277 頁(分担執筆)

2. 阿部利洋、2014、「南アフリカにおける和解政策後の社会統合—カラード・アイデンティティの再構築」『紛争と和解—中東・アフリカの事例から』(佐藤章編、日本貿易振興機構・アジア経済研究所) 59-96 頁(分担執筆)

3. 阿部利洋、2012、「参加にともなう公的承認—南アフリカ真実和解委員会とカンボジア特別法廷の事例から」『体制移行期の人権回復と正義』(日本平和学会編、早稲田大学出版部) 23 - 40 頁(分担執筆)

4. 阿部利洋、2012、「帰還者が喚起するコミュニティ—カンボジア特別法廷における被害者カテゴリーの創出」『実践としてのコミュニティ』(平井京之介編、京都大学学術出版会) 311 - 336 頁(分担執筆)

5. 阿部利洋、2012、「紛争後の治安回復—南アフリカのコミュニティ・ポリシング」『紛争と国家形成—アフリカ・中東からの視角』(佐藤章編、日本貿易振興機構・アジア経済研究所) 137 - 171 頁(分担執筆)

6. 阿部利洋、2010、「南アフリカの真実和解再考」『紛争解決—アフリカの経験と展望』(川端正久・武内進一・落合雄彦共編、ミネルヴァ書房) 255-278 頁(分担執筆)

7. 阿部利洋、2010、「真実和解委員会を通じた和解の模索」『南アフリカを知るための 60

章』(峯陽一編、明石書店)、91 - 94 頁(分担執筆)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

阿部利洋 (Abe Toshihiro)

大谷大学・文学部・准教授

研究者番号 : 90410969